

第11節 必需物資の確保対策

【方針】

公共備蓄や流通在庫の確保等が図られている場合でも、大規模地震災害発生時には、調達先の被災や搬送の遅れ等で被災直後の需要に対応できないおそれがあるため、個人や地域での備蓄及び広域応援による供給が必要である。また、被災者の属性や時間の経過に伴うニーズに適合する物資の確保が必要である。このため、家庭、地域及び事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、他自治体との相互応援協定や関係機関及び保有業者との協力体制を整備したうえで、最低限必要となる公共備蓄を行うことにより、円滑な食料及び生活物資の確保を図る。

また、被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、輸送体制の整備を図る。

【実施担当部】

市長室 総務部 健康福祉部 産業振興部

【実施内容】

1 備蓄の基本的事項

大規模地震災害が発生した直後の市民の生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品及び防災資機材等の備蓄並びに調達体制の整備については、「食糧・物資等備蓄計画」の定めるところによるものとする。

また、市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

なお、備蓄の基本的事項は次のとおりとする。

(1) 個人備蓄

大規模地震災害発生初期については、個人の備蓄を中心に対応するものとし、災害発生後3日分の生活に必要な食糧や生活物資は原則として個人が備蓄する。

なお、市は、その啓発に努める。

(2) 公共備蓄

大規模地震災害の発生時の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等、災害発生後直ちに必要な物資の確保は市があたるものとし、個人の物資確保及び災害発生後の救助に必要な資機材の分散備蓄等の支援を行う。

また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとし、例えば、ライフラインが断絶された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳幼児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。

そのため、市は、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って災害発生後緊急に必要な物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努める。

なお、備蓄に当たっては、地域完結型の備蓄を心がけるよう努める。

(3) 協力体制による物資供給

市は、生活物資確保のため、各機関と生活物資の確保等に関する応援協定を締結し、地震災害発生後緊急に必要となる物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努める。

2 緊急輸送拠点の整備

市は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

3 物資支援の事前準備

市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

第12節 要配慮者・避難行動要支援者対策

【方針】

近年の地震災害においては、乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者が地震災害発生時に犠牲となるケースが多くなっており、今後の高齢化によって要配慮者は、ますます増加することが予想される。市、県及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、関係団体や地域住民等の協力を得て、要配慮者の状況や特性等に応じた防災対策が的確に講じられるよう、個別かつ専門的な支援体制づくりを図る。

【実施担当部】

健幸福祉部 市長室 市民協働部 消防本部

【実施内容】

1 地域ぐるみの支援体制づくり

(1) 市計画

市は、市計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

(2) 避難行動要支援者名簿

市は、市計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成しておかなければならない。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

市は、市計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(3) 個別避難計画

市は、市計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めなければならない。また、避難行動要支援者の居住地におけるハザードの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、優先度が高い者から個別避難計画を作成するものとする。

市は、個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難支援等を実施する者や避難場所、避難経路等の事由を記載し、関係者と連携して、避難支援等を実施する者や避難場所、避難経路等の事由を記載し、関係者と連携して、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するものとする。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計

画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

市は、市計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、当該計画に係る避難行動要支援者本人及び避難支援等を実施する者の同意を得ることにより、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(4) 避難行動要支援者の移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

2 防災知識の普及、啓発及び防災訓練の実施

(1) 市

市は、地域における要配慮者の支援体制の強化と要配慮者の自らの災害対応能力の向上を目指して、地域住民や要配慮者等を対象に、防災知識の普及と啓発を行うとともに、地域や社会福祉施設等において適切な防災訓練と防災教育が行われるよう指導する。

(2) 施設等管理者

施設等管理者は、職員や入所者等に対し、要配慮者を災害から守るため、また、要配慮者が自ら災害対応能力を高められるように防災訓練、防災教育等を行う。

3 施設及び設備等の整備

(1) 情報設備の整備

市は、要配慮者自身の災害対応能力に配慮した緊急通報システムや要配慮者の所在等を把握した防災マップシステム及び要配慮者への情報提供設備の導入及び普及を図る。また、要配慮者に配慮した避難場所、避難路等の防災施設の整備を図り、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図る。

(2) 福祉避難所の整備

市及び県は、要配慮者関連施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するなど、災害に対する安全性の向上を図るとともに、災害時に社会福祉施設等において、一定程度の要介護者等を受入れ可能となるように体制整備を図る。また、地震災害発生時における社会福祉施設等との情報収集、伝達体制の確立に努める。また、施設等管理者は災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図るよう努める、長期停電に備え、非常用自家発電設備を整備するよう努めるものとする。

4 人材の確保とボランティア活用

(1) 市

市は、要配慮者の支援にあたり、避難所等での介護者等の確保を図るため、平常時よりヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

また、ボランティアの活用を図るため、その活動の支援に努める。

(2) 施設等管理者

施設等管理者においては、平常時よりボランティア受入れ等に積極的に取り組み、災害時のマンパワー確保に努める。

5 外国人に対する防災対策

市及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人が、地震災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。

- (1) 避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに多言語化を推進
- (2) 地域全体で要配慮者への支援システムや救助体制を整備
- (3) 多言語による防災知識の普及活動を推進
- (4) 外国人を対象とした防災教育や防災訓練の普及
- (5) 多言語による災害時の行動マニュアルの作成及び配布
- (6) インターネットなど多様な手段を用いた、多言語による災害情報等の提供

6 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努め、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（「避難行動要支援者名簿」以下この節では「名簿」という。）を作成しておく。

(2) 名簿に掲載する者の範囲

名簿の作成に当たっては、生活の基盤が自宅にあり、かつ以下の要件に該当する者を掲載する。

- ①65歳以上で一人暮らしの者
- ②65歳以上の者のみで構成される世帯の構成員
- ③要介護認定3～5を受けている者
- ④身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
- ⑤療育手帳Aを所持する知的障がい者
- ⑥精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ⑦市の生活支援を受けている難病患者
- ⑧上記以外で本人が希望し市長が支援の必要を認めた者

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他の連絡先

カ 避難支援等を必要とする事由

キ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

なお、市は、担当部局の連携により、平常時より避難行動要支援者に関する情報を集約し名簿を作成するものとする。また、市で把握していない情報の取得が、名簿の作成のため必要なときは県知事その他の者に対して、書面をもって情報提供を求める。

(4) 名簿の更新に関する事項

市は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう名簿を定期的に更新するものとする。

また、更新情報については、個人情報の適正な管理の下、市及び関係者間での共有を図る。

(5) 避難支援等関係者となる者

市は、避難支援等に携わる関係者として消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会及び自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た場合については、当該避難行動要支援者に関する名簿（情報）を避難支援等の実施に必要な限度で、あらかじめこれを提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援と安否確認体制の整備及び避難訓練の実施等を一層図るものとする。

(6) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、市は名簿について適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、総務省の『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

また、名簿の提供に当たっては

- ・当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- ・一部の地区の避難支援等関係者に対して市内全体の名簿を提供しない。
- ・災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- ・施錠可能な場所で名簿の保管を行うよう指導する。
- ・受け取った名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- ・名簿の提供先が団体である場合には、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導する。

などの措置を講じる。

(7) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

市は、自然災害発生時に、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせて多様な手段の活用による情報伝達を行うことのできる体制を整備する。

(8) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援活動の実施においては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが前提となるため、市は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じ

て、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

(9) その他

ア 避難行動要支援者名簿のバックアップ

災害規模等によっては市の行政機能が著しく低下することを想定し、クラウドでのデータ管理や県との連携などによる名簿のバックアップ体制を整備する。また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておく。

イ 「災害時要支援者台帳」との関係

既に「羽島市災害時要援護者避難支援プラン」に基づき作成された「災害時要支援者台帳」については、災対法第49条の10に基づく名簿とみなし、同様に取り扱う。

第13節 応急住宅対策

【方針】

大規模地震により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、住むことが不可能な場合、被災者を収容するための住宅を仮設する必要があることから、的確・迅速な応急住宅対策を行うための体制を整備する。

【実施担当部】

建設部

【実施内容】

1 供給体制の整備

市及び県は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。

2 民間賃貸住宅の借上げ体制の確立

市及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。また、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておく。

第14節 医療救護体制の整備

【方針】

大規模な災害の発生により、数多くの負傷者、被災者等へ医療を提供するため、災害医療救護（助産を含む。以下同じ。）体制を確立する。

【実施担当部】

健幸福祉部 市民病院

【実施内容】

1 地震災害等医療救護計画の策定

市は、医療救護班等の編成、出動及び応急対策について羽島市医師会、羽島歯科医師会及び羽島薬剤師会と締結した協定に基づき、地域の医療機関等の協力の下に、医療救護体制を確立するため、医療救護活動のための計画及びマニュアルを作成するとともに、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応援救護や医療救護班等の活動支援などについて、自主救護体制を確立するための計画を定めておく。

参考 「災害時の医療（助産）救護に関する協定書」協定先：一般社団法人羽島市医師会
「災害時の歯科医療救護に関する協定書」協定先：一般社団法人羽島歯科医師会
「災害時の医療救護活動等に関する協定書」協定先：羽島薬剤師会

2 救護所及び救護病院の整備

市は、医療救護計画に基づき、傷病者を処置、収容等を行う施設として、医療、歯科救護所及び救護病院として下記を指定する。

北救護所 羽島中学校体育館 足近町7丁目455番地

中救護所 竹鼻小学校体育館 竹鼻町1295番地1

南救護所 中島中学校体育館 上中町沖1593番地

3 効率的な医療を確保するための研修

市及び医療機関は、効率的な医療を確保するため、トリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）技術、災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研修を実施する。

4 医療品等の確保体制の確立

市、県及び岐阜県赤十字血液センターは、次のとおり医療品等の確保体制の確立に努める。

- (1) 救急医療品、医療用資機材の備蓄、調達体制の整備及び在庫量の把握
- (2) 医療用血液の備蓄（岐阜県赤十字血液センター）、輸送体制の確保及び献血促進

5 災害医療コーディネーターチームとの連携

市は、災害医療に関する情報を専門的な知見から分析し、企画・提案などを行うほか、災害時における医療等関係機関との調整などを行うために設置される、災害医療コーディネーターチームとの連携を図る。

第15節 防疫対策

【方針】

被災地においては、生活環境の悪化による被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生とその蔓延の危険性が增大することから、防疫活動の徹底が必要であり、的確かつ迅速な防疫活動を行うための体制を確立する。

【実施担当部】

健幸福祉部

【実施内容】

1 防疫体制の確立

市は、地震災害時における防疫体制の確立を図る。

2 防疫用薬剤等の備蓄

市は、防疫用薬剤及び資機材について備蓄を行うとともに、調達計画を策定する。

3 感染症患者に対する医療提供体制の確立

市は、感染症患者または保菌者の発生に備え、県内の感染症指定医療機関等の診療体制の確保に努めるとともに、患者の搬送体制の確立を図る。

第16節 まちの不燃化・耐震化

【方針】

兵庫県南部地震では、木造家屋のみならず比較的安全とされていた堅牢建築物までもが倒壊し、また、地震に伴い二次災害としての延焼火災も各地で発生した。

このため、建築物の耐震化・不燃化の推進、都市公園の整備等による防災空間の確保、市街地の開発等による密集市街地の整備等を推進することが必要であり災害廃棄物の発生を抑制する意味でも、想定を超える災害が発生した場合、生命の安全の確保を第一としつつ被害を一定のレベルに食い止められるような「地震に強いまちづくり」を目指す。

【実施担当部】

建設部 消防本部

【実施内容】

1 建築物の防災対策

(1) 防災上重要な建築物の耐震性確保

市及び公共的施設管理者は、大規模な地震による災害時に、応急対策活動の拠点となる市有施設を防災上重要建築物として、耐震化対策を講ずる。

(2) 一般建築物の耐震性強化

ア 耐震化に関する住民相談の実施

耐震相談窓口を開設し、住民からの建築物の耐震化に関する相談に応ずるとともに、耐震診断及び耐震補強に関する技術指導、啓発等に努める。

イ 耐震性に関する知識の普及

耐震工法、耐震補強などについての出前講座等を行い、建築物の耐震性の強化に関する知識の普及に努める。

ウ 住宅等耐震助成事業の実施

一定の条件により次のとおり補助金を支給して建築物の耐震化を促進する。

- ・ 木造住宅耐震診断（無料耐震診断）
- ・ 木造住宅に係る住宅耐震改修工事費補助金
- ・ 建築物耐震診断補助金

エ 耐震化についての啓発強化

市は、木造住宅の危険度を評価できるウェブサイトを活用するなど、耐震化の必要性と、具体的な耐震方法の啓発に努める。

オ 建築士事務所協会等の協力

建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築士事務所協会等と協力し、一般建築物の耐震性確保を図る。

(3) 被災した建築物・宅地の危険度判定体制の整備

市及び県は、地震により被災した建築物（一般住宅を含む）及び宅地が地震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を実施する技術者を確保するため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」が定める判定要綱及び判定業務マニュアル（震前対策編）に基づき平常時から事前に準備しておくよう努める。

ア 危険度判定活動の普及啓発

市と県は協力して判定士の養成に努め、危険度判定活動の普及啓発を行う。

イ 震前判定計画、震前支援計画の作成

市は、被災時に円滑な判定活動が行えるよう、予め震前判定計画を作成する。

ウ 研修機会の拡充

市及び県は、被災時に円滑な判定活動が行えるよう、予め判定士を対象とした判定訓練を実施し、判定技術の向上を図るものとする。

(4) その他の安全対策

市、県及び建築物の所有者等は、窓ガラス及び看板等の落下対策、ブロック塀（石塀を含む）の倒壊防止対策、天井の脱落防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策等、建築物に関連する安全対策を講ずる。特に倒壊の危険のあるブロック塀の除却を進めていくものとする。

2 建築物の不燃化の促進

(1) 防火・準防火地域の指定

市及び県は、建築物が密集し、地震による火災により多くの被害を生ずる恐れのある地域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物、準耐火建築物その他建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を促進する。

(2) 防火基準適合表示制度による指導

消防機関が実施する防火基準適合表示制度による表示マーク交付に際し、消防機関と連携して建築構造・防火区画・階段等の安全性について調査するとともに、防火避難施設の改善指導を行う。

3 道路、河川施設等の防災対策

(1) 道路・橋梁等の整備

道路管理者は、地震発生後の緊急輸送の確保等の観点から、道路・橋梁等の整備を推進する。

ア 災害に強い道路ネットワークの整備

大規模地震発生時における災害応急活動及び警戒宣言発令時の対策活動の実施に必要な要員、物資等の緊急輸送を行うため、計画的な道路網の整備に努める。さらに、必要な代替ルート確保が可能となるよう必要な道路整備を推進する。

イ 道路橋等の耐震性の向上

新たに橋梁等を建設する場合は、耐震性に配慮した建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

既設橋梁については、複断面の高架橋（下に並行して道路がある高架橋）、跨線橋（鉄軌道をまたぐ橋）、跨道橋（他の道路をまたぐ橋）や緊急輸送道路等の緊急度の高い橋梁から、橋脚の補強、落橋防止措置（橋桁が乗っている部分の拡幅、桁どうしの連結など大地震発生時でも橋桁が下に落ちないように防止する装置）を順次整備し、地震による損傷が限定的なものに留まり、橋としての機能の回復が速やかに行い得る性能を確保する。また、液状化が生じる可能性が高い地域の橋梁において、万が一被災しても、短時間で緊急輸送道路としての機能を果たせる程度に回復するように弱点となる部分の事前対策を実施する。

(2) 河川等の整備

市及び河川管理者、施設管理者は、次のとおり、安全と利用の両面から河川施設の整備を推進する。

ア 河川管理施設の安全性の確保

地震災害時における樋門、排水機等の施設の被害を防止するため、それぞれの施設について耐震診断と破壊影響等の調査を実施し、補強対策工事の必要な箇所を指定し、整備を図る。

イ 河川空間の整備

河川の防災・避難空間としての機能を踏まえ、地震災害時の防災・避難場所としての一時的活用を図る。また、高水敷を利用した緊急河川敷通路の検討、整備及び活用を図る。

ウ 消防水利の強化

河川水利用の消火活動に資するため、必要に応じて河川堤防や河岸から水辺へのアプローチの改善を図る。また、水道管等の被災による消防水利の不足に備えるため、用水路、ため池等の活用を図る。

エ 河川管理施設等の整備拡充

万一の災害及び決壊の事態が生じた場合、人家や公共施設に重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、緊急時に備えて、管理施設（観測施設）等の整備拡充を図る。

4 都市の防災対策

(1) 都市防災の推進

市は、過密化した都市の地震災害を防止、軽減する観点から土地利用の規制・誘導、避難場所、避難路等の整備及び建築物の不燃化等による市街地の整備の施策を総合的に展開し、都市の防災構造化を図る。

(2) 防災空間の確保

ア 緑の基本計画の策定

市は、都市緑地法に基づき緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）を策定し、防災空間の確保に努める。

県は、市に対し、緑の基本計画の策定を指導し、防災空間の確保に努める。

イ 緑地保全地区の指定

市は、都市緑地法に基づく緑地保全地区等の地域指定の拡大を推進し、防災空間の確保に努める。

ウ 都市公園の整備

市は、都市公園の計画的な整備拡大を図り、延焼防止あるいは避難場所として防災効果を発揮する防災空間の確保に努める。

(3) 市街地の開発等

市は、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地利用増進を目的とした土地区画整理事業を実施することにより、防災的效果を有した安全で快適なまちづくりを促進する。

(4) 空家等の状況の確認

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

第17節 地盤の液状化対策

【方針】

本市は、特に沖積層が厚く堆積した平野部に位置し、地盤が軟弱であることを踏まえ、本市周辺を震源とした地震はもとより、遠隔地で発生した地震においても、それが長周期地震動を伴い、揺れの時間が長いほど地盤の液状化現象の発生が考えられることから、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある個所を始めとして、地形分類や浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、適切な予防措置及び迅速な安全点検を講ずる。

【実施担当部】

市長室 建設部 上下水道部

【実施内容】

1 液状化危険度に関する意識啓発

県は、被害想定により作成した地盤の地震動及び液状化判定図等を県民に提供するとともに、自然災害回避（アボイド）行政による情報の提供を図る。また、地震動を含め、建築物の液状化対策に関するパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。なお、地震動及び液状化による建築物被害が想定される区域の建築については、安全上有効と考えられる対策を講ずるよう指導する。

市は、現在ある液状化危険度マップの周知、自宅周辺の過去の土地利用の経過など把握をすすめる、一般住宅の液状化対策工法の周知など、より具体的な液状化危険度に関する意識啓発を行う。特に、液状化現象により生じる被害（ライフライン被害、住家被害、堤防被害等）について住民に周知し、被害軽減のための予防対策を行うよう啓発を行う。

2 液状化危険度調査の見直し

市及び県は、揺れの時間の長さを考慮した、精度の高い液状化危険度マップを作成し、平素から液状化危険度を把握するとともに、住民に対する危険度の周知に努める。

市においては、より詳細な液状化危険度の調査を行い、その結果を防災カルテや防災マップ等により、住民等に周知徹底を図っていく。

3 基幹交通網における耐震化の推進

市及び県は、液状化危険度マップを活用した、重要度を考慮した道路等ライフライン復旧の優先順位の整理を行う。

4 堤防の液状化対策

強い揺れが長く続く地震動が発生した場合には地盤の液状化による堤防の沈下が懸念されることから、河川管理者は、水害等の複合災害を防ぐため、堤防の耐震点検及び液状化対策等を適切かつ優先的に行うものとする。

5 ライフライン施設等の液状化対策

市は、ライフライン施設に関して、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や、マンホ

ールの浮き上がり防止など、液状化が発生した場合でも施設等の被害を防止する対策を実施する。

第18節 ライフライン施設対策

【方針】

電気、ガス、上下水道等のライフラインはまさに生命線であり、その寸断は都市生活の基本的な部分での麻痺を生じ、二次災害の発生、応急対策の遅延にもつながるなど、その影響は極めて広範に及ぶものであり、その対策は万全でなければならない。そのため、施設の耐震性の確保及び電線類の無電柱化に努めるとともに、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域的な応援体制等）の確保を図る。

【実施担当部】

建設部 上下水道部 市長室（各事業者）

【実施内容】

1 水道施設対策

市は、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設と応援体制の整備等を行う。

- (1) 水源のネットワーク化による水道水の安定確保
- (2) 水道施設等の安全性の確保
- (3) 管路施設の整備
- (4) 非常電源の確保
- (5) 緊急時給水拠点の設定
- (6) 資機材の備蓄等
- (7) 広域的相互応援体制の整備

2 下水道施設対策

市は、地震災害発生時の下水道施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の対策を行う。

- (1) 下水道施設点検の定期的実施による危険箇所の把握
- (2) 下水道施設設備の安全性の確保
- (3) 下水道施設が損傷した場合においても、最低限の処理機能が確保されるよう施設の弾力的運用
- (4) 下水道台帳の整備
- (5) 中部ブロック及び県の災害応援体制の整備

3 電気施設

電気事業者は、地震災害発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の対策を行う。

- (1) 電力供給施設の安全性の確保
- (2) 防災資機材及び緊急資機材の整備
- (3) 要員の確保
- (4) 被害状況収集体制の整備
- (5) 広域的相互応援体制の整備

県及び電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

4 都市ガス施設対策

都市ガス事業者は、災害発生時の都市ガス施設の災害及び都市ガスによる二次災害を未然に防止するとともに、被害拡大防止のため次の対策を行う。

- (1) 都市ガス施設の安全性の確保
- (2) 遮断バルブの設置促進
- (3) ガス供給地域における地震計の設置
- (4) 地震対応型マイコンメーターの設置促進
- (5) 防火、消火施設設備の充実
- (6) 保安電力の確保
- (7) 要員の確保
- (8) 代替熱源による供給体制の整備
- (9) 資機材の整備
- (10) 広域的相互応援体制の整備

5 鉄道施設

鉄道事業者は、地震災害発生時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の対策を行う。

- (1) 鉄道施設の耐震構造への改良促進、地震時要注意構造物の点検
- (2) 地震計設置による早期点検体制の確立
- (3) 耐震列車防護装置等の整備増強
- (4) 防災資機材の整備点検
- (5) 要員の確保

6 電話（通信）施設

電気通信事業者は、地震災害発生時に電話通信設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の電話通信の混乱を防止するため、次の対策を行う。

- (1) 非常用電源の整備等による電話通信施設、設備の安全性の確保
- (2) 地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保
- (3) 応急復旧機材の配備
- (4) 通信輻輳対策の推進
- (5) 重要通信の確保
- (6) 要員の確保

7 放送施設

放送事業者は、地震災害発生時における住民への情報伝達手段としての放送の有効性を認識し、大規模地震災害発生時の機能を確保するため、次の対策を行う。

- (1) 送信所、放送所の建物、構築物の安全性の強化
- (2) 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の安全性対策
- (3) 放送設備等重要な設備について、代替または予備の設備の設置
- (4) 二次災害の発生防止のための防止設備等の設置

- (5) 建物、構築物、放送設備等の安全性等についての定期的自主点検

8 ライフラインの代替機能の確保

市は、ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、代替機能（ライフラインからの自立機能）の確保に努める。

- (1) 避難所その他公共施設での井戸の確保
- (2) 避難所その他公共施設への自家発電装置の設置
- (3) 避難所におけるプロパンガス設備の備蓄と協定によるプロパンガスの供給
- (4) 避難所への仮設トイレと配布と業者との協定によるバキュームカーの配備
- (5) アマチュア無線、タクシー無線及びインターネット等通信メディアの利用
- (6) 新エネルギーシステムの導入

9 電線類

道路管理者は、電線類の無電柱化を推進するものとする。

また、市等は、道路沿いの電線周囲の危険な立木の伐採等を推進する。

第19節 文教対策

第1項 文教対策

【方針】

学校、幼稚園、その他の文教、研究機関等（以下「学校等」という。）の土地、建物、その他の工作物及び設備（以下「文教施設」という。）を災害から防護し、教育の確保と幼児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命と身体の安全を図るため、文教施設の保全管理、防災知識の普及及び訓練の実施等の適切な予防措置を講ずる。

【実施担当部】

教育委員会

【実施内容】

1 文教施設の不燃化及び耐震構造の促進

学校等の経営者または管理者は、文教施設の建設に当たっては、適切な構造による建築に努める。また、校地等の選定や造成に当たっては、災害に対する適切な予防措置を講ずる。

2 文教施設の予防対策

学校等の経営者または管理者は、文教施設の保全管理に努め、特に次の事項には十分留意して地震災害の予防に当たる。

(1) 組織の整備

文教施設の補強や補修等（台風時における準備を含む）が迅速かつ的確に実施できるように、職員任務の分担や作業員の配置等について、平常時からその組織を整備する。

(2) 補修、補強及び修繕の実施

平常時から文教施設の点検、調査を実施し、危険箇所や設備の故障等の早期発見に努めるとともに、異常を発見した場合には、速やかに補修、補強または修繕に当たる。

(3) 資材等の整備

災害時の文教施設の補修、補強及び修繕に必要な資材、器具等を整備する。

3 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取り扱い、または保管する学校等は、関係法令の定めに従って厳重に保管管理するとともに、適切な取り扱いに努めなければならない。特に地震災害発生時における安全の確保について適切な予防措置を講じる。

4 防災教養

市、県及び学校等の管理者は、学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限に留めるため、平素から必要な教育を行う。

(1) 児童生徒等に対する防災知識の普及

児童生徒等の安全と家庭や地域への防災知識の普及を図るため、学校等において防災上必要な安全教育を行う。防災知識の普及は、教育課程に位置づけて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）や学校行事等と関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。

(2) 関係職員の専門的知識の醸成及び技術の向上

関係職員に対して防災指導資料を作成配布したり、講習会や研究会等を開催したりして防災に関する知識の醸成及び技術の向上に努める。

5 登下校の安全確保

学校等の管理者は、児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。

なお、市及び県は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

6 避難その他の訓練

学校等の管理者は、災害時に適切な処置がとれるように避難計画を策定するとともに、訓練を実施する。なお、訓練計画の策定及び訓練の実施に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 計画及び訓練は、学校種別、学校規模、施設設備の状況及び児童生徒等の発達段階等それぞれの実情に応じた具体的かつ適切なものとする。
- (2) 児童生徒が消火作業や搬出作業等の救援活動に従事する場合は、まず自らの身体生命の安全を確保することを指導すること。また、救助活動に際しては、学校の施設や設備の状況及び作業活動の組織等について十分検討を加え、無理な活動を要求しないよう慎重を期すること。
- (3) 訓練は、学校行事等に位置づけて計画し、全職員の協力と、児童生徒等の自主的活動により十分な効果を得られるように努めること。
- (4) 訓練は年間3回以上実施すること。
- (5) 訓練の実施に当たっては、事前に施設、設備、器具及び用具等の状況について点検し、常に十分活用できるよう充足させるとともに訓練による事故防止に努めること。
- (6) 平素から、全職員及び児童生徒等の活動組織を確立し、各自の任務を周知徹底しておくこと。
- (7) 計画の策定及び訓練の実施に当たっては、関係機関と事前に連絡を密にし、専門的な立場から助言及び指導を受けること。
- (8) 訓練実施後は、十分な反省を加え、関係計画の修正を図ること。

第2項 文化財保護対策

【方針】

大規模地震災害発生時には建造物等の倒壊、破損、焼失等により、古くから伝承されてきた貴重な文化遺産が、滅失の危機にさらされることが予想され、被害状況を的確に把握し、保存・管理の徹底を図る。

【実施担当部】

市民協働部 消防本部

【実施内容】

1 防災思想の普及

文化財の所有者等は、文化財に対する市民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。

2 文化財施設の予防対策

(1) 文化財の所有者等

文化財の所有者等は、文化財を地震災害から保護するため、不燃化及び耐震化建築による保存庫や収蔵庫等の設置を行い、文化財の保存に努める。また、建造物等には消火栓や消火器等を設置し防火に努めるとともに、指定文化財等での火気の使用制限や施設内の巡視等を行い、火災をはじめとした災害予防に努める。

(2) 市

ア 指定文化財の所有者ごとに一覧表を作成し、文化財の保存及び保管状況の把握に努める。

イ 所有者等に対する防災知識の普及を図り文化財の適切な管理と保護対策について指導助言をする。

ウ 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災及び防火設備の設置を促進する。

エ 文化財の保護のための施設・設備等の耐震対策に努める。

3 防災教養

文化財の所有者等は、毎年、防火知識の普及を図るため、施設職員に対して講習会等を開催して、火災予防の徹底を期する。

4 避難その他の訓練

文化財の所有者等は、文化財防火訓練を実施するよう努める。

5 応急協力体制

文化財の所有者等は、災害が発生した場合に備え、市、県、消防関係機関等との連絡及び協力体制を確立する。

第20節 行政機関の業務継続体制の整備

【方針】

大規模地震災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、行政における人的資源や物的資源が失われ、行政機関の業務継続に大きな支障を来たすおそれがある。

このため、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、行政機関として災害時に必要な業務の立ち上げや、通常業務の早期復旧に向けた業務継続計画の策定に取り組むなどの予防対策を進める。

【実施担当部】

市長室 総務部 各担当部局

【実施内容】

1 行政における業務継続計画の策定

市は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うとともに、市の機能が壊滅した場合、県職員や他市町村職員などを速やかに受け入れることのできる体制の確立を図る。

市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、市における業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

2 行政機関における個人情報等の分散保存

市における業務継続のために、重要な個人情報を含むデータ（戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面）の分散保存の促進を図る。

市は、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるものとする。

3 耐震対策

市は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

第21節 企業防災の促進

【方針】

大規模地震災害の発生によって、企業の事業活動が長期にわたって停滞した場合、広く国内外の経済活動に影響を及ぼすばかりか、市民生活や復興にも影響を及ぼすこととなる。このため、大規模災害発生時の被害を最小限に抑制しつつ、速やかな事業継続が可能な対策を推進することが求められている。このために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan、以下「BCP」という。）の策定及び事業継続マネジメント（Business Continuity Management、以下「BCM」という。）に取り組むなどの予防対策を進める必要がある。

市、県及び商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時においても、企業が果たすべき社会的役割が十分に発揮できるよう、BCPの策定等や企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

【実施担当部】

産業振興部

【実施内容】

1 企業の取り組み

企業は、大規模災害発生時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定するよう努めるとともに、また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上取組を継続的に実施するなどBCMの取り組みを通じて防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、県及び市との協定や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

(1) 生命の安全確保

不特定多数の顧客等の来場や滞留が想定される施設の管理者等は、顧客と従業員等の安全を確保する。

(2) 二次災害の防止

特に、工場を擁する製造業などにおいては、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取り組みを行う。

(3) 地域への貢献と共生

災害が発生した際に企業は、市民、行政、取引先企業などと連携し、地域の経済活動の一日も早い復旧を目指すことが望まれる。

また、その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の

提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特色を活かした活動が望まれる。また、平常時からこれら地域の主体との連携を密にしておくことも望まれる。

2 企業防災の促進のための取り組み

市、県、商工団体等は、企業の従業員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業の表彰、企業の防災に係る取り組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

市及び県は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる BCP 策定支援及び BCP 構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行う。

市、商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

(1) BCP の策定促進

ア 普及啓発活動

企業防災の重要性や BCP 及び BCM の必要性について積極的に啓発していく。

イ 情報の提供

企業が BCP を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、県及び市はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表する。

(2) 支援体制の整備

企業が被災した場合の相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援策について予め整理しておく。

第22節 大規模停電対策

【方針】

大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の被害の軽減を図るため、事前の防止対策や代替電源の確保等を行う。

【実施担当部】

市長室 総務部 企画部 市民協働部 健康福祉部 建設部 教育委員会 その他施設を管理する部局

【実施内容】

1 事前防止対策

市、県及び電気事業者は、倒木や電柱の倒壊等による道路の通行止めや停電等ライフラインの途絶が長期間にわたることを防止するため、危険木の伐採等の対策を実施するものとする。

2 代替電源の確保

市、県及び事業者は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量にしておくことや燃料供給体制を構築するものとする。

市及び県は、重要施設等の停電時に優先的に電源車や電気自動車等を配備できるよう関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図るものとする。